

今こそ改憲へ向けて 理論武装を！

清原淳平(皇憲法制定国民会議事務局長)

なぜ今の憲法は改正されねば
ならないか？

長年にわたり、憲法を修
改正しないことの弊害

日本国憲法は、昭和二十一年十一月三日公布、翌二十二年五月三日施行されたが、実にそれから四十五年間、一度も改正されていない。
これに対して、諸外国は、同じ期間内に頻りに憲法を改正している。たとえば、ドイツ三十七回、スイス三十三回、旧ソ連五十五回、英米法で判例重視のアメリカでも六回改正している。
諸外国はなぜ頻りに憲法を改正するのか。その理由は、二十世紀に入ってから

十年は、それ以前の百年にも相当するといわれるほど、世界情勢の変化が激しいことにある。その故に、作られた時に静止する法と日進月歩の現実とのギャップが拡大する。欧州では、憲法はその時代の国民のためにある。制定時の国民が後の時代の国民を縛ってはいけないという観念があり、憲法改正に要する条件を緩和し、頻りに改正しているわけである。
他方、日本では、マッカーサーがかなり厳しい改正に関する手続規定を置いていった。
すなわち、現行憲法九十六条では、憲法改正のためには、衆参両議員の三分の二による発議を必要とし、さらに国民の過半数の同意を条件としている。学問的



改憲の声は年々高まって来た

に、改正のむずかしい憲法を硬性憲法といい、改正が比較的やさしい憲法を軟性憲法というが、日本国憲法は世界でも指折りの硬性憲法である。

そのため、日本では、野党の認識不足もあって憲法改正ができないために、政府はやむなく解釈で補って実際の運用をせざるを得ない。いわゆる「解釈改憲」ともいわれることになる。しかし、私どもは、法は厳格に解すべきで、政府みずからが解釈で補うことは、国民が法に従わない風潮、つまり憲法精神を害する風潮を生み、それが世の中を荒廃せしめている原因になっていることを、憂えるものである。

現憲法の成立上の欠陥

今の憲法は、その制定過程上、国際法違反の疑いがある。というのは、一九〇七年に欧州各国がオランダのハーグで締結した「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(俗称ハーグ条約)は、その第四十三条で「占領者は……、占領地の現行法規を尊重すべし」との趣旨の規定を置いている。

これは、十九世紀中、欧州では戦争が繰り返され、勝ったり負けたりした結果、勝った国が負けた国の法制を変えることの不都合が自覚され、被占領地の法制を尊重してやたらに変えないことを申

し合わせたものである。また、理論的にも、占領下に制定された法律は、占領者の意思によるものが多く、被占領地の国民の自由意思を反映していないと考えられたことによる。なお、日本も、一九一一年に批准書を寄託してこのハーグ条約に加盟しており、アメリカもその頃これに加盟している。
先の世界大戦で、枢軸を形成したドイツ、イタリア、日本が敗れたが、連合軍による憲法改正の対応は異なる。まず最初に敗れたイタリアは、当時のいわゆるムッソリーニ憲法の改正を求められたが、前記のハーグ条約の存在を盾に改正を拒否。実際にイタリアが新憲法を制定したのは、講和条約発効の六か月後であった。
また、ドイツも、連合軍からい



現行憲法は誤りが多い

ヒトラー憲法の改正を求められたが、やはり、ハーグ条約の存在と東西に分割されたことを理由に憲法の改正は拒否した。ただし、連合軍の強い要求もあったので妥協として、憲法ではなく、被占領下での基本法ということで「ドイツ連邦共和国基本法」を制定した。
しかし、その第一六四条には、この基本法はやがて「ドイツ国民が自由の意思で決定する憲法が施行された日には、(この基本法の)効力を失う」との規定を置き、筋を通している。
他方、わが国については、ドイツ、イタリアと異なり、敗戦直後、連合軍によって強引に憲法を変えさせられた。それは、日本も始めての敗戦で為政者の気持ちも動転していて、とてもハーグ条約を持ち出す余裕がなかったこと。
そしてまた、陛下の身柄と皇室の存続を質にとられたため、やむをえずマッカーサー憲法を飲まざるを得なかった事情もあった。
しかし、こうした占領下に出来た憲法は、本来、昭和二十七年のサンフランシスコ講和条約発効後に、国民投票でもして国民の信を問えば良かったのであるが、それもしいまま今日にいたっている。

その点でも、現行日本国憲法は、ハーグ条約違反の疑いがあり、また、国民投票にかけていない点でも、国民に認知されていないいわば「私生児憲法」ということまでできる。
現行憲法は、マッカーサー草案をたたき台として連合軍総司令部で作られ、国会でも僅かな審議期間で可決されたため、文章が翻訳調であり、また法律用語の誤りも調べてみると、実に二十か条、二十八か所もある。
その主なものに議決と可決の取り違え、予算案と予算との間違いなどがある。また、第二章は「戦争の放棄」というが、これも「戦争の否認」が正しい。なぜならば、「放棄」とは、「相続の放棄」という用語でも分かるように、すでに正当な権利があるのに捨てる場合である。これに対して、「否認」とは、法律用語上、正当な権利のあるなしにかかわらず、認めないことをいう。特に、戦争の放棄というときは、その中心をなすのは、侵略戦争を放棄する趣旨であり、侵略戦争をすることは正当な権利とはいえないから、ここは、「戦争の否認」というのが正しい。諸外国の憲法はほとんどが「戦争の否認」という用語になっている。
さらに、第九条に関連して、独立国であれば当然あるべき「国家緊急事態に対処すべき規定」が、現行憲法にないことも、形式上の欠陥の一つに数えることも出来る。

形式上の欠陥について

内容上の欠陥

現行憲法の内容上の欠陥については、たゞさん挙げられるが、とりあえず三つほど挙げておこう。まず第一は、権利・義務規定のアンバランスである。現行憲法第三章には、「個人の権利」がさかんにうたわれているが、その反面、義務については現行憲法内にわずか三か条しかない。

そして、こうした権利・義務規定のアンバランスが教育の分野にも反映している。例えば、中学校の主要七社の公民教科書を調べてみると、権利の記述は二十頁以上もあるのに、義務の記述は、一頁どころかせいぜい教行しかない。権利と義務とは本来、盾の両面であるのに、現行憲法の権利・義務のアンバランスが教育に反映して、「権利偏重」の教育が現場で行なわれている。そのために、国民は児童・生徒の年代から、自分の気持ちの赴くまま言動するのが「個人の権利」であると思ひ違い、自己中心的・独善的な観念に支配されて、毎日の報道にも現れている校内暴力・いじめの現象、さらには、冷酷殺人・誘拐など異常な社会現象を多発させる原因となっている。

次に、憲法八十九条も実際に適用されていない条文である。この規定は、公金その他の公の財産を、宗教や公の支配に

属せぬ慈善・博愛事業や私の教育事業に支出・提供してはいけない旨を定めている。しかし、私立学校について、国からの助成金なしにはやっていけないのが実情です。この規定は、欧米の教育事情を踏まえて連合国総司令部により発案されたものであるが、日本の実情にあわず、政府はやむなく、現行憲法施行後数年にして、私学教育の崩壊を避けるため、私立学校の助成に踏み切らざるを得なかった。

ただ、その場合、国(文部省)からストリートに助成するこの第八十九条に抵触するので、国はまず私学振興財団なるものを作り、ここに私学への助成金を一括して提供し、この私学振興財団が各学校に配分する方式をとり、また文部省が私立学校を監督しているから「公の支配に属する」として、合憲性を主張した。

しかし、間に私学振興財団というワンクッションを置いたからといって、違憲の疑いは免れない。また、国が監督するから「公の支配に属する」というのも、私立学校の精神に反する。この第八十九条などは、占領軍が欧米の教育システムをそのまま導入したものの日本の実情とあわず、矛盾を生じたよい例といえる。

そして、第九條(戦争否認規定)も困った規定である。御承知のとおり、この第九條はその表現があいまいなため、文中のそれぞれの用語の意味や、第二項冒頭の「前項の目的を達するため」なる文

言が、前項のどこにかかるとかなどをめぐり、研究者の調べによると、十八通りにも解釈が分かれるという。本来、憲法は国の基本となる法であるから、それは小学校の高等程度程度の学力を有するものが読んで素直に分かるものでなければならぬ。学者が集まって十八通りにも解釈が分かれるということ自体ナンセンスな話である。

憲法問題を取り扱う ルールの欠如

ドイツ人の記者が訪ねて来て、日本は不思議な国だという。日本では憲法改正を国会で論議しようものなら大騒ぎになる。西ドイツでは法と現実の違いがあると思えば争って見つけ出し、与野党とも改憲を提起する。提起することを

「第九條」の改正問題について

日本国憲法は植民地憲法

フィリピン憲法との対比

憲法というと、日本人は独立国だけが憲法をもっているという一般に錯覚しているが、第二次大戦前の植民地も憲法をもっていた。英国では植民地に総督を送り、直接施政権を握っていたが、その他のヨ

むしろ誇りにしている。日本では逆に、憲法改正を再軍備、徴兵制、軍国主義復活というワンパターンの宣伝がなされ、そのため戦後四十年のありえないワンパターン宣伝に乗せられて憲法改正が出来なかった。

さらにおかしいことは、改憲論議をすすぐに叩かれることだ。過去にも稲葉相や奥野法相が謝罪させられたり、栗栖統幕議長も専守防衛がおかしいという発言を問題にされ、任前にやめさせられた。こういう発言は外国なら問題にならない。稲葉氏も決して自分は現憲法を守らないとは言っていないし、たゞ立法論として変えるべきところは変えようと言っているものでこれは当り前のことである。どんな法律でも欠陥があれば直した方がよいのはごく当然である。憲法だけを特別扱いする理由はない。

ヨーロッパの大国やアメリカなどは独立の意欲を抑えるためにも、植民地に一応憲法をもたせていた。しかし植民地には外交権と軍事権はもたせない。外交権と軍事権をもつのは宗主国である。植民地には一定の自治権しか与えず、間接支配が行われていた。

学者はこのような植民地の憲法を半独立国憲法と呼ぶが、私は「植民地憲法」「非独立国の憲法」とはつきり言うべき

だと思ふ。今の日本国憲法は、私にいわせれば非独立国憲法、植民地憲法の体裁のものである。

憲法第九條が植民地憲法であることを論証するために、第二次大戦下のフィリピン憲法をとり上げてみよう。

マッカーサーが一九四五(昭和20)年日本に占領軍最高司令官として着任した時、彼の頭の中にあつたのはフィリピンの憲法であつたろうと思われる。

植民地下のフィリピン憲法を抜粋してみると(旧フィリピン・コモンウェルス憲法、一般に第三フィリピン憲法と呼ばれている)その第二条第三節には「フィリピンは、国策遂行の手段としての戦争を放棄し、一般に承認された国際法の諸原則を国内法の一部として採用する」とある。この文章は前段は日本国憲法九條に通じ、後段も前文や第九十八條の規定に通ずるものがある。

さらに付則第一は「フィリピン市民は米国に対し忠誠をつくす義務がある」と明記している。また、付則第十二の中には「アメリカ合衆国大統領の命令があれば、フィリピン連邦政府の組織する当該武装部隊および軍隊を動員する権利を認める」とある。

このようにフィリピン植民地憲法は外交権と軍事権が宗主国にあることを明確にしている。独立国たる要件は、他国に從属しない外交権を持つこと、自分の国は自分で守る態勢を有すること、の二つである。日本国憲法は特に軍事権が明瞭

ではなく、その点で植民地憲法の体裁といえるので、独立国にふさわしく第九條を改めるべきである。

現憲法九條の問題点

第一項は「日本国民は……、国際平和を誠実に希求し」と書いてあるが、裏から読むと、日本はこれまで正義と秩序に反する行為をして国際平和を乱してきたから、それを反省している、ととれる詭状的要素が強い。

詭状的要素が憲法にあると国民を卑屈にする。これは戦争終結後まもなく、米国の草案に基づいて憲法をつくった事情を反映している。

次に「國權の発動たる戦争」の表現であるが、英語では國權とは sovereign right of nation と書かれている。直訳すると、国家の基本的権利である。国際法では国家の基本的権利に關し「国家は国際法の定める手続に従う限り一般に戦争が出来る」とされ、この戦争を行う権利は、独立国家の持つ権利の中でも、特に基本的な権利である」とされている。したがって日本国憲法は国家のこの基本的権利を放棄したことになり、これはまさに植民地憲法、属領憲法といわざるをえない。

次の「国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」。これについて、左翼学者は自衛戦争や制裁戦争も出ない、と解釈するが、これに關しては一九二八年に締結された不戦条約の第一条に「締約国は国際紛争解決のために戦争に訴えることを不法とし、かつその相互の關係において国家的政策の手段としての戦争を放棄する」とある。不戦条約に加盟した六十三か国のはほとんどが、ここでいう「国際紛争解決のための戦争」は、侵略戦争だけを意味し、自衛戦争・制裁戦争を含まない、との留保つきで批准している。

現在の国連憲章の中にも「国際紛争を解決するための戦争」という表現が何箇所かあるが、この表現は侵略戦争だけに限ることは、世界各国の常識になっている。いまさら我が国だけが特別の解釈をとる必要はなく、国際常識に従えば良いことだ。

どう改正すべきか

清原試案

私は憲法学者とも検討した結果、第九條をどう改正すべきか「私案」を示している。すなわち、

第一項「わが国は独立国として自衛のため陸海空軍その他の戦力を保持する。独立国であれば陸海空軍を持つのは当り前なのでそれを明言した。」

第二項「わが国は、侵略戦争を否認する。」

第三項「国際連合が、特定国の行動を侵略と認定したときは、加盟国の義務として、制裁のため陸海空軍その他の戦力を海外に派遣することができる。」

我が国は独立国として国際常識に従って自衛隊を持つことにした。これは当時為政者の見識であつたが、その後の政

これは国連に加盟している国家なら当然の規定である。

第四項「国際連合により停戦監視、救援、輸送、医療、難民救済などにつき要請のあったときも、その目的のため、陸海空軍その他の人員を海外に派遣することが出来る」。

第五項「わが国の自衛権は、世界の通例に従い、個別的自衛権はもちろん集団的自衛権も含まれる」。

国連憲章第一条では、加盟国は「……個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」として、個別的自衛権、集団的自衛権の双方を認めている。

その点で、日本の認識は世界から乖離（カイリ）しているのであって、世界の通例に従い、という文言を挿入し、集団的自衛権も行使できることを明確にした。

さらに第九条に関して、新たに三か条を追加する。これは独立国の憲法なら当然あるべき条文だが、現憲法には欠除しているものだ。

第九条の二八陸海空軍の指揮権
第一項「内閣総理大臣は、陸海空軍その他の戦力の最高指揮官である」

第二項「前条の規定により軍事行動または治安出動が必要となった場合も、内閣総理大臣が、陸海空軍その他の戦力を指揮する」。

第三項「内閣総理大臣は、必要に応じ、担当國務大臣その他の者に現地の指揮をとらせることができる」。

政治改革に関する現行憲法の諸問題

政治改革は問題のすりか

え根本は政治倫理の確立

佐川急便事件が起り、いま政治改革が大きな問題になっている。しかしこうした不祥事件は過去（ロッキード、リクルート等々）数々起こっている。これはすべて政治家の倫理観の欠如に原因があるにもかかわらず、その対応は選挙制度や政治資金規正法の若干の見直しということに問題点がすりかえられている。もちろん制度や形式にも問題はあがあるが、根本は政治家の倫理にある。日本の場合、憲法に政治倫理規定を設けない限り真の政治倫理の確立はないと考える。政治改革に関する以下の案文は、過去に「自主憲法」の団体がまとめたものである。

権力の腐敗防止の試み

この件に関しては諸外国の例をみると、英国では、選挙権の拡大に伴い、十九世紀前半からかなりの政治腐敗が始まり、一八八三年に「腐敗おび不正行為防止法」を制定した。その柱は厳しい資金のチェックと罰則の強化であった。

題は解決されないのが現状である。

憲法に政治倫理規定を

盛り込むべし

政治家の政治倫理を確立し法的拘束力をもたせるには、諸外国の例に倣い、憲法の条項の中に次のような各種の政治倫理規定を置くことが必要であると考える。そのために、以下の三か条の新設を提唱する。

具体的には、まず第四十八条の二として「両院議員の就任宣誓義務」を置く。すなわち、

第一項「両院議員の議員は、その就任に際し、左の宣誓を行わねばならない。」として「私（氏名）は憲法及び法律を尊重擁護し、何人からも職務に関して贈与を受けずまた不正な約束もせず、つねに全力を尽くし、日本国の発展と国民の利福の増進に努めることを誓います」

第二項「右の宣誓を行うことを拒否し、又は条件付の宣誓を行う場合は議員の地位を放棄したものと見なす」

次にに四十四条の二として、被選挙資格に制限を新設することである。すなわち「刑事法上、有罪の確定判決を受けた者、並びに民事法上、偽造、詐欺横領、背任、及び詐欺的破産などで有罪の確定判決を受けた者は、議員としての被選挙権を有しない」

次に議員になってからの問題がある。

これが最大の問題だが、議員が不正な行為を行ったらどうするか。これまでは過去不正行為をした議員も党を離党するケースはあっても、議員辞職する例は少なかった。そこで五十五条二として「議員の欠格事由」を列挙することにした。

第五十五の二条（議員の欠格事由）

① 両院議員は、左に掲げる事由により、その地位を失う。
① 公有財産を購入又は賃借すること。
② 国又はその機関と、土木請負契約、物品納入契約、又はその他法律が禁ずる契約を結ぶこと。

③ 国又はその機関と契約関係にある営利企業の役員又は法律顧問となること。
④ 国又はその機関を相手とする訴訟事件において、訴訟代理人又は弁護人となること。

⑤ 第三者の利益を図るために、国又はその機関の事務の負担となるべき交渉をなし、又は交渉をなさしめること。
⑥ 正当の理由なくして、会期中三分の一以上欠席すること。

この中で⑥は過去にしばしばあった蔭に隠れて第三者の便宜を図るケースを念頭においたものである。また⑥については国民の負託を受けて国会にでているのだから、会期を三分の一以上も長期欠席するのは、欠格事由にしてよいと考える。

議員の政治倫理に反した行為や腐敗行為に対して、なぜこのような規定を置いたかであるが、現行憲法は、国会議員の地位は十分に保障しているが、不正があ

る場合に直接的に止めさせる規定がない。国の基本法に止めさせる規定がないのに、下位法たる法律で止めさせることは実効を期しがたいので、政治倫理の実効を保障するためには、不正事項を具体的に挙げ、これに該当する場合は止めさせる規定を新設する必要があると考えたわけである。

天皇の位置づけ

元首問題

国家には、その国を代表する者、一般に「元首」[Head of the state]と呼ばれる者があり、諸外国では、誰が元首であるか、憲法上、明確にされているのが通常であるが、わが国では、現行憲法上天皇が「象徴」と書かれているため、学説上、元首について、内閣、内閣総理大臣、国会などとする説もかなり優勢である。この際、誰れが日本の元首であるかを明らかにし、こうした疑義をなくすべきである。改正案は、昭和五十八年に私たちが作成したものが、現憲法は「天皇は、日本国の象徴であり、……この地位は……日本国民の総意に基く」としてあるが、それを「天皇は日本国の元首であり……日本国民の伝統的総意に基く」とした。

「象徴」は元首の属性ではあるが、本来、法律用語ではなく、いわば「社会的な意味の属性」ともいうべきもの。憲法の中で社会的用語である「象徴」という言

葉を使うのはまずいという議論もある。次の元首という概念も時代と共に変化している。十九世紀くらいまでは元首は三つの権能をもっていた。すなわち、統治権の総攬、二、三軍の統帥、三、対外代表である。しかし民主主義の進展により三つの権能のうち前二者は次第に名目的なものになった。つまり統治権や統帥権は立法府や行政府にその実質的権限が移っていき、今日の立憲君主制国家の元首の実質的権能は対外代表権にしばられてきているのが現状だ。

このように元首の内包的概念が変わってきており、それをふまえた上で、天皇を「元首」として対外的代表権を認めることは、何ら問題はない。このような時代の推移を知らない一部の左翼学者が、もし「元首」という用語が復活すれば、天皇が絶対的権限を行使し、再び戦争の時代が来る——と叫んでいるが、まったく不勉強もはなだしい議論である。

最後に改正案の中で「伝統的」総意という文言を挿入したのは、現行法が「総意に基く」となっているために、かつて共産党や社会党が国会の決議や、国民投票で過半数が賛成すれば、天皇制が廃止できると主張したことがある。しかし、我々は天皇制は古代から連綿と存続しているもので、一時期の国民の多数決の意志で廃止することなど出来ないと考えている。そうした社・共の暴論を排除するために「伝統的総意」という表現に改めることにしたのである。

教育と技術の帝国警備です。



帝国警備保障株式会社

本社 千180 東京都新宿区新宿5-17-17 渡雲ビル
☎(03)3207-8511(代) ☎0120-01-7159

関東地区は19支社 関西地区は3支社で業務を承ります。

- 交通誘導警備
- イベント警備
- 特別警備
- 常駐警備
- ハーフタイム警備
- 留守番警備

